

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成30年6月11日
開会時刻	午後2時18分
閉会時刻	午後3時42分
出席委員名	◎世古 明 ○野崎隆太 中村功 北村 勝
	野口佳子 小山 敏 山本正一 宿 典泰
	西山 則夫 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 勢田川流域等浸水対策協議会その後の経過について
	2 踏切道の対策について
	3 高向小俣線整備事業の経緯と今後の進め方について
	4 行財政改革について
	5 第3次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画（案）について
	6 伊勢市交通バリアフリー基本構想について《報告案件》
	7 市有地売却における媒介制度について《報告案件》
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、都市計画課長
	基盤整備課長、維持課長、用地課長
	情報戦略局長、情報戦略局参事、情報調査室長、その他関係参与

協議経過

世古委員長が開会を宣言し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、「勢田川流域等浸水対策協議会その後の経過について」外6件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後2時18分

◎世古明委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日ご協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【勢田川流域等浸水対策協議会その後の経過について】

◎世古明委員長

それでは、初めに「勢田川流域等浸水対策協議会その後の経過について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

都市整備部長。

●森田都市整備部長

本日は、大変御多用のところ、産業建設委員会に引き続き産業建設委員協議会を開催いただき、まことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内のありましたとおり、「勢田川流域等浸水対策協議会その後の経過について」外4件の協議案件と、報告案件が2件でございます。詳細につきましては各担当部署から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎世古明委員長

都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

それでは、勢田川流域等浸水対策協議会その後の経過につきまして御報告申し上げます。資料1をごらんください。

本件の協議会につきましては、去る平成30年2月18日に開催されました産業建設委員協議会におきまして報告をさせていただいたところでございます。本日は、その後の経過において、第2回の協議内容及び第3回の予定について説明をさせていただきます。

(1) 概要についてでございます。

台風21号による勢田川流域等の浸水被害区域において、今後、浸水被害を軽減するソフト・ハード対策の取り組みを国・県・市が一体的に推進するため、平成30年1月26日に勢田川流域等浸水対策協議会を設立し、その後、幹事会で協議を重ね、平成30年3月29日に第2回勢田川流域等浸水対策協議会を開催いたしました。

次に、(2)の第2回協議会の開催内容でございます。

浸水被害軽減の取り組みとして各機関から対策メニュー案を提案し、確認をいたしました。

裏面の2ページ、別紙1をごらんください。

勢田川、桧尻川、汁谷川流域で浸水被害軽減のために取り組むハード対策とソフト対策、合わせて16の対策メニュー案を示したものです。

上から順に説明させていただきます。

河川整備としましては、勢田川の対策として、国土交通省により台風21号の際に溢水した、堤防高さが不足している箇所について、緊急的な堤防のかさ上げと河川の水位を下げるための河道掘削です。

次に、桧尻川の対策としまして、国土交通省により桧尻川排水機場のポンプ増設と、三重県による八間道路から上流部の堤防整備です。

次に、汁谷川の対策として、三重県により河川整備計画の策定と、計画に基づく河川改修です。

続きまして、排水対策でございます。

勢田川の緊急的な堤防かさ上げに合わせまして、現在勢田川に排水している排水管のフラップ弁のついていない箇所へ市により逆流防止のフラップ弁の設置、それと流域内における浸水対策としての下水道整備です。

また、市による汁谷川排水機場の浸水対策、それと市と三重県による土砂撤去です。

次に、ソフト面における浸水被害軽減対策でございます。

勢田川、桧尻川、汁谷川それぞれの管理者において、河川水位の情報を速やかに把握できるように危機管理型水位計の設置、それと桧尻川、汁谷川で三重県による浸水想定区域図の作成と作成後の住民説明会、また市によるハザードマップの作成でございます。平成30年度当面の取り組みとしましては、既に発注済みの事業もございますが、備考欄に二重丸を表示しました七つのメニューでございます。

次に、3ページの別紙2、4ページの別紙3につきましては、先ほど説明いたしました国土交通省による勢田川の緊急的な堤防かさ上げの説明文と、平面と標準横断の図面となっております。こちらにつきましては、既に工事契約を終え、工事着手をしている状況です。後ほど御高覧ください。

恐れ入りますが、再度1ページをごらんください。

下段の2、第3回勢田川流域等浸水対策協議会の予定についてでございます。

当初、開催日につきましては、平成30年6月8日の開催に向け関係機関と日程調整を
てまいりましたが、平成30年6月19日の開催予定に変更となりました。開催の内容につ
きましては、現在作成中の浸水対策実行計画の策定を予定しております。本日は浸水対策実
行計画について報告はできませんが、策定をしましたら速やかに議会にも御説明をさせ
ていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上、「勢田川流域等浸水対策協議会その後の経過について」御報告申し上げます。
よろしくお願い致します。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

中村委員。

○中村功委員

ただいま説明を受けた中で、ハード対策としての河川整備ですね。桧尻川の堤防整備は
三重県が担当すると。これまでも実は計画はされておいて、非常に進捗が遅く心配され
ておったんですが、この協議会を立ち上げたことによって早く、早期にできるのかどうか、
そのあたりの期待度はどんな感触なんでしょうか。

◎世古明委員長

都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回こういった台風の被害を受けまして、市と県と国が、関係機関が寄り合って現在浸
水対策実行計画を作成しているんですが、その中で、短期計画として当面5年程度、また
中長期計画としておおむね20年から30年程度の事業を持って、昨年の台風21号が再来し
てもおおむね床上浸水を解消する事業計画を今立てておるところです。

委員おっしゃられた桧尻川の改修につきましては、当面、最終的な整備としましては中
長期程度になるんですが、当面5年間の中で河川断面を確保できるしゅんせつ、河床掘削
等を今現在考えておるところでございます。

以上です。

◎世古明委員長

中村委員。

○中村功委員

そうすると、これには道路整備も絡んでくるかと思いますが、そこまでは期待できな
いと、こういうところでよろしいのかな。

◎世古明委員長
基盤整備課長。

●倉野基盤整備課長

道路につきましても、これ、委員御承知のとおり河川整備と密接に絡んでおります。今後、河川整備が進みましたら道路整備のほうも進捗すると、こういうことになると思いますので、県と一緒に用地交渉等に当たっていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

◎世古明委員長
中村委員。

○中村功委員

ですので、今お聞きしたのは何か掘削をする、断面確保ということになりますので、用地までは5年以内にはようせんよというような返事やったと思うんですが、それでも一生懸命頑張るということで理解していいのでしょうか。

◎世古明委員長
基盤整備課長。

●倉野基盤整備課長

すみません。ただいまお答えいたしましたのは、あくまで河川整備に合わせた道路整備ということでございますので、委員おっしゃられておるしゅんせつ等々につきましては、残念ながら道路整備に直接結びつかないということでございます。すみませんでした。

◎世古明委員長
よろしいですか。
宿委員。

○宿典泰委員

まず1点目は、フラップ弁の設置ということですが、大体何か所ぐらい、どのあたりということが課題になっておるのか、ちょっと教えてください。

◎世古明委員長
維持課長。

●上田維持課長

まず、場所についてですが、勢田川とJRの交差部に6カ所、逆流フラップ弁のない排水管がございます。フラップ弁がないことによって、勢田川の水位が上昇した際に

そこから逆流が起こって内水がはけないとか、排水管の上流で勢田川の水があふれてしまう、そういったことがございますので、逆流防止弁をつけてその対策を行うということでございます。

もう1カ所、有連橋のたもとにもそのような排水管がございますので、計7カ所フラップ弁をつける予定でございます。

以上でございます。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

わかりました。多分、あのJRのところは6カ所ということでお聞きをしました。

勢田川の問題については、緊急的な堤防のかさ上げということで、今回こういった軽減策が国・県入れて、被害の大きさからして対応していただいた。また、市のほうの対応についても、一生懸命国・県との折衝をしていただいていることについては、本当に御苦労だなど、こんなことで評価をしたいわけでありましてけれども、この緊急的な堤防のかさ上げであったりとかフラップ弁の問題というのは、以前からこの勢田川の近隣の自治会から大きくやはり要望が出て、それでもなかなか手をつけなかったと。ところが、こういう大きな被害が出たらやっとなんか出るというようなことで、そのあたりのことも非常に残念な結果だと思うんですね。

いろいろ説明会を開いていただいて、自治会の方の幹部の方が見えたら、本当に非常に批判的にさらされたのではないかなと、こんなことを思います。私も1カ所傍聴に行きましたけれども、非常に怒ってみえた方もたくさん見えて、上流のこのJRあたりの橋梁があるところからどんどん水が入ってきて、下流の岩渕、吹上ポンプ場ですか、そこから水を上げて、何をしとるかわからんというような状況で、宇治山田駅の裏手にももう非常に大きな被害を与えたというようなことでしたよね。駅の構内もそうでありました。

このあたりのことを重く受けとめていただいた上で、やはりこの緊急的なかさ上げは、これはこれで結構だと思います。ただ、これがもう、勢田川問題に片がついたというような恒久的な話にはならないので、ここをきっかけにやはりJRとの問題をきちっとやっていかないと、側道であるとか管理道路ができて初めて河川工事というのは終了するという認識を僕は持つておるんです。そのあたりのことを当局側が、都市整備だけではなくて全体的な問題として持つてみえるかどうか、そのあたりのところをもう一度確認したいと思います。

◎世古明委員長
都市整備部長。

●森田都市整備部長

ただいま委員仰せのとおり、今回ちょうどこの場所から溢水しまして、大変大きな浸水

被害が発生したものでございます。今回、そのことを受けまして、私どもというか市からも国のほうに要望をして、国としてもひとまず護岸のかさ上げ、堤防のかさ上げということで対応していただいたものでございます。

当然、今回のかさ上げにおきまして、この川の断面として完成したわけではございませんので、まだまだやはり川の幅も広げた上で堤防も整備するというのが最終的な目標でございます。そのためには今後も引き続き国にしっかりと要望を続けていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

あともう1点は、せっかくですから勢田川の流域の浸水対策協議会ができたということで、勢田川も以前にしゅんせつをして非常に、8万立米でしたかな、とっていただいて、随分水位が下がったということを認識しておるんですけれども、そのあたりのしゅんせつ工事についてもやはりあわせてこれからやっていかないと、またどうもたまってきたような状況にあるので、そのあたりのことの要望についてはどのような形になるんでしょうか。

というのは、このメニューの中にはちょっとないような気がしますので、そのあたりのことも含めて、今後の対応としてお答えを願いたいと思うんですけれども。

◎世古明委員長
都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

ちょっと私の先ほどの説明が不十分だったかわかりませんが、今回その緊急的な堤防のかさ上げに伴いまして、その箇所やしゅんせつ工事は同時に行います。

それと、今委員申された大まかな、大きい意味で河川掘削というところは、先ほど紹介しました2ページの2番目の河道掘削、これは勢田川の河道掘削というところでして、これは国のほうが本来の河川断面を保つしゅんせつ工事をこの河道掘削というところで考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

この河道掘削は、今の緊急的なかさ上げの部分だけではなくて、全体的な話ということですか。

●宮本都市整備部次長

そうです。

○宿典泰委員
わかりました。

◎世古明委員長
よろしいですか。

○宿典泰委員
はい。結構です。

◎世古明委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎世古明委員長
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【踏切道の対策について】

◎世古明委員長
次に、「踏切道の対策について」を御協議願います。
当局からの説明をお願いします。
都市計画課長。

●荒木都市計画課長
それでは、「踏切道の対策について」御説明申し上げます。
資料2をごらんください。
まず、1の「背景」でございます。

伊勢市の市街地は鉄道により南北に分断されており、市街地と国道23号を結ぶ市道藤社御菌線などの幹線道路において踏切遮断による渋滞が発生するなど、円滑な交通の妨げとなっております。

国土交通省では、踏切道改良促進法によって改良すべき踏切道を指定しており、その指定基準の一つに踏切自動車遮断交通量という指標があります。踏切自動車遮断交通量は、踏切の1日当たりの交通量と遮断時間を掛けて算出するもので、5万台／時以上が指定の基準値となっています。

伊勢市では、市道藤社御菌線の踏切道が指定基準に該当するなど踏切道に課題があることから、交通の円滑化等を図るため、平成29年度に調査を行い、対策の基本方針を策定いたしました。

続きまして、2の「踏切道の調査結果」でございます。

(1) の交通量調査及び踏切遮断時間調査では、表に記載の三つの踏切に対する自動車交通量と遮断時間調査をもとに踏切道の状況を調査し、対策の必要性を数値的に把握しています。表の②藤社御菌線の踏切では、自動車交通量が8,002台、踏切遮断時間が8.5時間で、それらを掛けた踏切自動車交通遮断量が6万8,017台/時となり、改良の指定基準である5万台/時を超えています。

(2) のアンケート調査では、踏切待ちのドライバーに対して踏切渋滞に関するアンケート調査結果の一部を記載しております。踏切対策として考えられる交通の分散に関する調査では、質問②で迂回ルートの認知度や利用状況、質問③で渋滞情報を得た場合の行動を調べたところ、渋滞情報の提供によって一定の効果が期待できることがわかりました。

2ページをごらんください。

国土交通省では、踏切道の対策について、歩道の拡幅や遮断時間の短縮など効果が早期に発現する対策を速攻対策、連続立体交差化や踏切の除去など問題を抜本的に解消する対策を抜本対策と定義づけています。

3の「伊勢市踏切道対策基本方針」では、踏切の調査をもとに速攻対策の基本方針をまとめております。

①は、情報提供による周辺道路への交通分散によって、踏切道の交通負荷の軽減を図っていくことを短期対策としています。②の踏切内の自動車と歩行者の分離及び③の交差点改良による交通の円滑化につきましては、踏切内や踏切付近の交差点において歩行者や自動車がふくそうし、流れが悪くなっているため改善を行うとするもので、中期対策としています。

図には、速攻対策の短期の取り組みである、①の情報提供による交通誘導のイメージを記載しております。3カ所の赤い丸が調査した踏切で、真ん中の一之木踏切の交通負荷が特に大きくなっています。交通分散の考え方としましては、踏切のない図左側の県道伊勢松阪線への誘導を主として、青い矢印で示した交通誘導を図ってまいります。踏切調査をもとにした推計では、この交通誘導により藤社御菌線の一之木踏切の踏切自動車遮断交通量が6万8,017台/時から5万3,805台/時に軽減されます。

続きまして、5の「今後のスケジュール」でございます。

速攻対策の短期では、平成30年度から32年度を目途に誘導看板の設置や渋滞情報システムの整備などの交通誘導を実施し、効果の検証を行います。

また、短期の速攻対策の結果を踏まえて、速攻対策の中期では、平成33年度から37年度を目途に踏切内及び踏切付近交差点の改良を実施するとともに、速攻対策全体の評価を行います。

以上、「踏切道対策について」御説明申し上げました。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

小山委員。

○小山敏委員

一つお聞かせください。国交省からこの踏切自動車遮断交通量が5万台を超えることによって何か補助といたしますか、そういうのは出るのでしょうか。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

この指定をされることで直接補助ということはございません。しかし、指定されることで、道路管理者だけではなくて、鉄道事業者とそれから国・県と一緒に協議会を持ちまして、それで、そのメンバーで対策を講じていくというような仕組みになってございます。

それで、個別の対策については、その事業によって補助のメニューがあればそれに対応して、少しでも財源を確保していきたいと、そういうふうに考えています。

◎世古明委員長

小山委員。

○小山敏委員

ありがとうございます。

この迂回路です。県道鳥羽松からバイパス国道23号に抜けるのには、迂回路等のごとによってこの一之木の踏切とか奥新町の踏切の交通量が減るということを期待できるわけなんです。バイパスへ行きたい人にとってはそれでいいかもわからないんですが、この鳥羽松とバイパスの間の中で生活している人にとりましては、どうしてもこの二つの踏切は避けて通れないわけなんですけれども、踏切内の自動車と歩行者の分離という、この②の方針ですね。これは現状の幅員のままで分離するんですか。それとも、若干幅員を広げるのでしょうか。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

踏切内の歩行者と車の分離につきましては、現状の幅の中で考えております。今現在はその境がきちっと整理されていないことから歩行者が車道の側へ寄って、それによって車両の通行に支障を来しておるというような状況が見受けられますので、今の幅の中で対策を講じていきたいと考えています。

◎世古明委員長

小山委員。

○小山敏委員

黄色い線を引いたりとか、何かちょっと縁石があったりというのがあるんですが、そのような感じで理解してよろしいですかね。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

はい。そのような形で考えております。

◎世古明委員長

小山委員。

○小山敏委員

ありがとうございました。

それともう1点、③の交差点改良による交通の円滑化ということで、この交差点の改良というのは具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

この交差点につきましては、特に真ん中の一之木踏切ですね。藤社御菌線のところで、踏切から、それから南側、月読さんのほうへ行く新道のところ辺が、踏切の遮断だけではなくて信号とか、あるいは特に新道と県道鳥羽松阪線の間で非常に交通が、あそこは変差路というか五差路的になっていますので、そこの流れが悪いということで、そこの交差点改良を検討して、その流れを改善できたらなというふうに考えています。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

中村委員。

○中村功委員

私からも1点確認をさせていただきたいと思います。

速攻対策についてなんですが、結果的には、この調査からいくと藤社御菌線の交通量を何か八間道路と伊勢松阪線に振り分けるとこういうふうに、そんなに大した数字ではなさそうなんですが、若干振り分けると。何か八間道路に、今の踏切でいくとそうなんですけれども、今の八間道路の渋滞状況の中で、そちらへ振り分ける考え方がどうなのかなというような気がするのと、南北幹線ですね。この伊勢松阪線はまだまだ交通量の余裕が

あるのかなと。

そんな思いの中で、速攻対策として、具体的には何か誘導看板の設置かな、そういうようなことで、本当に看板だけで誘導、これだけの交通量が変わるのかなというのがちょっと心配するところで、どれぐらいの気持ちというか設置で効果があるのかどうか、そこら辺の感触をお聞かせ願いたいと思います。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

まず、この誘導によりどれだけ改善するかというのはこの図面、資料でお示しておりますが、これにつきましてはアンケート調査をもとにしております。その中で、どれだけ誘導をする道がわかった、あるいはわかる、あるいは交差点の渋滞状況がわかるということで、回っていただくかという意向を聞いております。それで、特に南北幹線につきましては鉄道との分断がありませんので、そこを主に誘導をしてみたいと思います。

その誘導につきましては、既設の看板を常時設置しているだけではなかなか誘導に結びつかないと。今御指摘いただいたように、そのようなことが考えられますので、今回は踏切の、特に一之木踏切の渋滞情報をリアルタイムで発信して知らせると。それをすることで誘導をさらに促していくというようなこと。それから、事前の周知活動も含めて総合的に誘導を図っていくと。

一方、八間道路に、混雑している道路に振るのはどうかという御指摘をいただきました。これにつきましては、私どもも八間道路の渋滞というのは南北の分断というところでの課題でもございますので、そこは慎重にしていかなければならないというふうに考えております。ただ、この計算上の中では八間道路にも振ってございます。ちょっと踏切自体の負荷は、八間道路の吹上踏切の負荷は少ないんですけども、そういったことで振っておりますが、そこは主には南北幹線ですけれども、八間道路に負荷をかけることがなかなか、かえってマイナスになるということであれば、そこは今後考えていかなあかんかなというふうに考えています。

ただ一つ、この八間道路の渋滞状況を見る中では、吹上踏切からこの誘導する高向神田線、この間の交通量自体は、八間道路全体の交通量の渋滞の状況の中では比較的少ないというところもあって、今回は入れておるといようなところですよ。

以上です。

◎世古明委員長

中村委員。

○中村功委員

ありがとうございました。

確認させていただきますと、電光掲示板での誘導と、こういう理解でよろしいでしょう

か。

◎世古明委員長
都市計画課長。

●荒木都市計画課長
はい。表示が変わるといような形で考えております。

○中村功委員
ありがとうございます。

◎世古明委員長
いいですか。
他に御発言はございませんか。
山本委員。

○山本正一委員

今、踏切道の対策ということでいろいろ御議論しておるんですが、この話に関しましてはもう新しくて古いと。これはもうずっと前から、いつも何とかせんならんということなんですが、誘導板とかいろんなことがそれはあろうかと思うんですが、やっぱりそれも小手先だけのものではないかなと、このように思っております。

これ、次に高向小俣線等々の話も出るんですが、非常にこれに関してもお金がかかると。それで、やっぱり究極は、よう宿委員も話をしておるんですが、先般、産業建設委員会でも視察に行って、アンダーにするんかオーバーにするんかと。基本的に、やっぱり何とかいろいろていかないかんと思うんですな、いろいろていかな。にもかかわらずこんな話ばかりで、資料をつくったりアンケートをとったりということは、これはもう何十年も前ぐらいから話はできておると思うんですよ。産建のあなたらだけやなしに、市当局としてどれを優先的にやっていくんやと。

それで、今度のこれ、渋滞対策ということになってくると、統計をとっておらんでもわかると思うんですよ。そやけれども、統計をとったあれで6万8,000台ですか、国のあれに合致しておるんやと。それやったらこれを、アンダーにするんかオーバーにするんかちよつとようわからんのですが、何とかやっぱり考えていかんと、一歩前へ出ていかんと、アンケートをとったりいろんなことをしておると、あんたらの仕事ばかりふやしておるだけのことで、前へ進まんと思うんですよ。そこら辺の考え方はどうなんかな。

◎世古明委員長
都市計画課長。

●荒木都市計画課長

御指摘のとおり、この南北幹線は以前から問題になっております。それで、抜本的な対策といいますのは、大きくいえば連続立体があり、もう少し規模を、それでも抜本的ですけども、そのアンダーかオーバーかというところがございます。ただ、市として何を優先するかと今お話あったように、多大な事業費がある中でどうしていくかというところで、私どもも抜本的対策についてはなかなか、その事業を計算するというのがなかなか難しいところではございます。

その中で、今現状を改善できるというようなところを速攻対策の中で何とか取り組みまして、まずはそこで踏切対策の改善を図っていききたいと、今現在としてはそのように考えています。

◎世古明委員長
山本委員。

○山本正一委員

大きな事業なんで、今度の高向小俣線の整備事業にしてももうかなりの金がかかるし、アンダーにしたりオーバーにするんでも大体30年から40年かかるわけや。この間も御菌のところからこちらへアンダーで来ておるんでも30年、40年近くかかっておるんで、何とかそういうことを、どれを一つやっていくんやという優先順位というんかな、やっぱりそれを市としてきっちり決めて前へ進んでいかんと、あんたらの仕事ばかりこれ、ふやして、でもそうこうしておるうちに、こんなことばかりまたしておらなならんわな。それがどうもようわからんので、市としてはどれを優先して、どれをどこからかかっていくんやということがないんかあるんか、一遍ちょっとそこら辺、お示しを願いたいなと思います。

◎世古明委員長
都市整備部長。

●森田都市整備部長

ただいま委員仰せの優先につきましては、今、この中の優先といいますか都市整備部としての優先として、今おっしゃられました高向小俣線の橋梁を含んだ道路でありましたり、また、あとほかにもたくさん道路事業、国体に向けての道路事業等も抱えております。もちろん、駅前もそうです。そんな中で、なかなか今大きな事業を次から次へということも難しいところもありますし、また、特にこの踏切対策につきましては長年の懸案であって、非常に事業としても大きな、抜本的にしようと思いと大きな事業でもございますので。

ただ、とはいうものの、何もしなければこの南北分断とか渋滞の緩和というのはなかなか何も進んでいきませんので、まずは私どもでできることからさせていただこうというのが今回の抜本対策となっております。この抜本対策で、まずは誘導策を中心にさせていただくわけですけども、その様子を見てまた第2弾の、これも一応抜本的な策になるんですけども、そういったところもちょっと考えながら少しでも緩和に努めたいと、このよ

うに考えているところでございます。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

余り話をしておっても行ったり来たりの話になるんで、もう質問も終わりたいと思うんですが、やっぱりもうちょっとしっかりして、どれをしていくんやということやないと、この資料なんかに関しても、もっと前の資料を見たらこんなんいっぱい出ておると思いますよ。もういっぱい出ておると思う。そやで、やっぱり市当局の考え方というのとすり合わせてどれをしていくんやということやないと、総花的にあれもこれもということではできやんで、これはもう大きな懸案なんで、しっかりとやっぱりやってほしいと思いますんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

◎世古明委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

他の委員の皆さんも質問をしていただきましたので、僕からはちょっと1点だけなんですけれども、今、山本委員からも抜本的な対策とかそういった、いつまで、どれぐらい前からやっておるのか、この事業はという話がありましたけれども、一番後ろの今後のスケジュール、5番か、これを見ますと、速攻対策という言葉ではあるけれども、全体の評価を行うのが平成37年。だけど、今の時点で予算措置がついていないから、大きな事業とかアンダーパスとか、そんな約束は当然できないにしても、速攻ということですから、7年後までこのままかというのが恐らく住民側の印象かなと僕は端的に思います。

この中で、先ほど歩車分離であるとか交差点対策というのがあって、交差点の改良事業というのが、どれぐらいの規模のものかは今例示されていないので、少しこれだけではわからないところもありますけれども、実際この平成37年のイメージができている状況で今回の資料が出てきたのか、それともとりあえずやってみて平成37年度にもう一回ちょっと調査をしてみようかというのではかなり話が違ってくると思いますし、市民側からの印象も違うと思うので、そのあたりだけ、平成37年度のイメージが、ここに書いてある数字は一応ありますけれども、情報提供による誘導イメージというのがあるんですけれども、残りの交差点改良とかも含めて、こういうイメージを持っているというのがもしあればお聞かせをいただきたいんですけれども。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

まず、平成37年度のその前の段階として短期のほうで、速攻対策の短期のほうとして平成32年度までにこの誘導をして、その中で現状を分析します。それで、そこでどれだけ効果があるかというのが当然実態としてわかりますので、その後の第2弾の中期の対策で交差点改良、それから踏切の中の改良ということで取り組むと。

それで、交差点改良については、その課題については現状として見ておるんですけども、今年度また委託業務もお認めいただいておりますけれども、その中で具体的な改良の案とかというものをきちっと整理して、短期のことも含めて整理しまして取り組んでいくということですので、段階的に状況を見ながら、平成37年度までずっと評価しないということではなくて、状況を見ながら対策を講じていきたいと、そのように考えています。

◎世古明委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

はい、わかりました。言葉尻をとって言葉遊びをしたいわけじゃないので、この速攻という言葉がひっかかっているわけではないんですけども、ただ、印象として、この平成37年までこのままであれば、さっき言った歩車分離等この踏切そのものの抜本的な対策がとりあえず平成37年まで何もないのかなというような印象になってしまわないようにだけ少し気をつけて、適時いろいろな予算をとって、本当に一つ、このスケジュールよりも早く何かが進むかもしれませんし、そういった努力だけはぜひしていただきたいと思います。以上です。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

北村委員。

○北村勝委員

少し1点だけ聞かせてもらいたいと思います。

小山委員の質問の中で、答弁の中で、鉄道事業者とも一緒になって検討課題を進めていきたいということがあったので、少しこの短期的、この今期間の中でいろんな取り組みで、まずはそういった解消に向かう中で、一方では、長期的に抜本的な対策に向けて何らかの筋道が必要なんではないかというふうに思うんですけども、そういう鉄道事業者を含めた会議を進めていくというのはどういう形のものを考えてみえるのか、少し案があったら聞かせてください。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

まず、鉄道事業者等と一緒に話をする協議会を設置するには、この改良促進法による踏切の指定を受ける必要がございます。これについては要件、条件は満たしておりますので、今年度にも指定されるのかどうかという、ちょっとはっきりしたところはわかりませんが、そういうような状況です。それで、指定されれば協議会を設置して鉄道事業者と、特に踏切内の改良については鉄道事業者との関係が一層深いものでございますので、そこについて議論を特にしていくと。それで、抜本的なことにつきましては、なかなか今ここで、その方向をどこまでできるかというのはちょっとわからないというようなところですので、以上です。

◎世古明委員長

北村委員。

○北村勝委員

ありがとうございます。当然、予算もあれやから、それでこれから話を進めていっていただく中の過程で、やはり今現在いろんな形で抜本的に、先ほどのできる、できやんといういろんな複雑な課題も出てくるとは思うんですけども、長いスパンで、ひとつその委員会で考えができるようなスタンスはとっていただきたいなというのをお願いして、終わりたいと思います。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【高向小俣線整備事業の経緯と今後の進め方について】

◎世古明委員長

次に、「高向小俣線整備事業の経緯と今後の進め方について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

基盤整備課長。

●倉野基盤整備課長

それでは、「高向小俣線整備事業の経緯と今後の進め方について」御説明申し上げます。資料3の1ページをごらんください。

まず、一つ目の「事業の目的」でございますが、老朽化が著しい現在の宮川橋の代替機能を持つ本路線の整備を行うことにより、県道鳥羽松阪線の度会橋周辺の渋滞の緩和、宮川左岸地域と右岸地域の生活圏を結ぶ交流軸、さらには地域の安心につながる機能を担う

道路として整備を行うものでございます。

次に、二つ目の「これまでの経緯」ですが、平成24年3月に道路整備プログラムを策定し、本路線をおおむね10年以内に事業着手を予定する前期着手路線として位置づけ、翌25年4月19日には現在の形に都市計画道路の変更手続を行いました。手続完了後、道路や橋梁の予備設計に着手し、補助事業採択を目指してまいりましたところ、平成29年度に道路事業として採択されました。

次に、三つ目の「今後の進め方」でございます。道路事業の採択に当たり、事業計画の見直しなど事業費の縮減が国、県から求められました。次期遷宮に向け、確実に事業の進捗を図り、供用を可能とするためには見直しは不可欠であることから、これまで事業計画の見直し作業に取り組んでまいりましたが、その内容がまとまりましたので、見直しの主なものについて御説明させていただきます。

一つ目は、道路構造の変更です。

4ページ平面図をあわせてごらんください。上の図が当初、下の図が変更後となっております。右側が御菌町、左側が小俣町となっております。

小俣町側のJRに近接する区間におきまして、鉄道への影響を抑えるための対策が想定以上に必要となることが判明しました。そのため、鉄道との離隔をできるだけとるよう、一部ルートを変更しました。また、当初小俣側は高架橋、御菌側は擁壁であったものを盛り土形式に変更するなど、道路構造の見直しも行いました。

二つ目は、幅員の変更です。

3ページの位置図をあわせてごらんください。

本事業を、道路構造や地形を考慮し、四つの工区に分けております。図面右の御菌側の起点である通称南北幹線から宮川右岸堤防までが1工区、宮川と汁谷川の橋梁部が2工区、汁谷川左岸から小俣南部防災倉庫付近までが3工区、その地点から浄土寺付近までが4工区となっております。そのうち1から3工区につきましては、盛り土や橋梁形式であるため、沿線からの車両や歩行者、自転車などの直接乗り入れがないことや、現在の宮川橋の歩行者・自転車の通行量などを考慮し、両側歩道を片側歩道に変更します。

恐れ入ります。2ページをごらんください。

三つ目は施工区間の重点化でございます。

4工区は現道拡幅を予定しておりますが、現状でも通行が可能であることから、当面は1から3工区に集中し事業を進め、4工区は1から3工区の進捗状況を見ながら事業着手を目指すこととします。

これらの見直しによる変更の概要をまとめたものが、2ページに記載した表でございます。

まず、現計画をごらんください。延長は1.42キロメートル、幅員は16メートル、ただし橋梁部は14メートル、車線は2車線で、両側歩道です。

次に、見直し案をごらんください、4工区については変更ございませんので、括弧内の1から3工区について御説明いたします。延長は1.28キロメートル、幅員は橋梁部も含め9.5メートル、車線は2車線で、片側歩道となります。これらの見直しにより、事業費は当初約79億円だったものが約58億円、4工区を除きますと約55億円となる見込みです。

最後に、今後の予定ですが、本年7月にこの見直し案の策定業務である道路予備設計が完了いたしましたら、見直し案を地元にご説明させていただきます。その後、本年11月を目途に御菌側の用地買収に着手、来年6月からは小俣側の用地買収に着手したいと考えております。

以上、「高向小俣線整備事業の経緯と今後の進め方について」御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【行財政改革について】

◎世古明委員長

次に、「行財政改革について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報調査室長。

●杉原情報調査室長

それでは、行財政改革につきまして御説明申し上げます。

今回御説明申し上げますのは、平成26年11月に策定しました伊勢市行財政改革指針に基づく4年間の取り組みが平成29年度をもちまして終了しましたことから、その総括を御報告させていただきますとともに、次期の行財政改革の取り組みとして、行財政改革プラン（案）について御説明させていただきます。

最初に、伊勢市行財政改革指針の総括から御説明申し上げますので、資料4-1をごらんください。

まず、1「はじめに」でございます。

平成26年11月に策定しました行財政改革指針は、社会経済環境の変化に柔軟に対応し、これからの時代にふさわしい行財政運営を行うことで本市が持続可能な自治体であり続けることを目指し、今後の行財政改革の道しるべとして策定したものでございまして、4年間の取り組みを振り返り、総括をするものでございます。

次に、2「伊勢市行財政改革指針に基づく4年間の取組」でございます。

第一次行革、第二次行革におきましては、削減を中心とした取り組みにより量的な改革においては一定の成果を上げることができましたことから、指針におきましては、限られた財源や人的資源のもとで安定した行財政運営を行い、できる限り質の高いサービスを提供することを目指しまして、「経営資源の有効活用」、「事業実施の最適化」、「成果重視の行政運営」、「活力ある組織風土の構築」の四つの視点を定めました。これらの視点

に基づき、平成26年度から平成29年度の4年間に於いて、30の取り組み項目について年次計画を作成し、取り組んできたところでございます。

2ページには「指針に定める四つの視点」の内容を、3ページには「指針のイメージ図」を記載しております。

4ページをお願いいたします。

3の「取組項目の実施結果」でございます。

4ページから9ページまでは、取り組んできた実施結果と総括を簡潔にまとめたものでございます。実施結果等の詳細につきましては例年の報告様式に整理しておりますので、恐れ入りますが資料4-2の「平成29年度実施結果」をごらんください。それぞれの取り組みについて、平成29年度の実施結果と取り組み終了後の総括をまとめております。

1ページをお開きください。

資料の記載方法でございますが、上段の真ん中に、達成の場合は「目標達成」と、未達成の場合は「未達成」と、中止の場合は「取り組み中止」と記載してございます。

2ページをお願いいたします。

平成29年度の欄及びその下の取り組み終了後の総括につきましては、それぞれ各関係所属におきまして取り組みを振り返り、記載しております。詳細は御高覧いただきたいと存じます。

最後のページをお願いいたします。

「取組項目一覧表」でございます。各取り組みの達成状況と、各常任委員協議会の所管がわかるように記載してございます。

なお、産業建設委員協議会所管につきましては、取り組み項目が12、達成したものが9、未達成のものが3となっております。

恐れ入りますが、資料4-1に戻っていただき、9ページの下段をお願いいたします。

取り組みの結果としまして、30の項目のうち22項目の取り組みを達成し、73.3%の達成となりました。今後も継続すべきものは継続して取り組むこととしております。

10ページをお願いいたします。

「取組項目の達成状況」でございまして、達成したものが22、未達成のものが7、中止としたものが1となっております。当委員協議会の所管につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

次に、下段の4の「まとめ」でございます。

この指針のもと、4年間にわたり具体的な取り組みを実施し、その結果、個々の取り組みにおいては財政的な効果があったものを含め、一定の成果を上げることができましたが、さらに行財政改革を進めることが必要であり、これまで以上に職員一人一人が行財政改革の視点を持ちながら、行政サービスの生産性の向上や市民満足度の向上を目指した質の改革に重点的に取り組み、時代にふさわしい行財政運営を行う必要があるとしております。

以上が伊勢市行財政改革指針の総括でございます。

次に、資料4-3をごらんください。

「伊勢市行財政改革プラン（案）」につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

「1 はじめに」としまして、中段ほどに記載しておりますが、持続可能なまちを実現するためには、限られた財源の中で事業の「選択と集中」を行い、効率的・効果的な行財政運営を進めることや、職員個人の意識と能力を向上させるとともに行政全体としての組織力を強化することが今後の重要な課題となっており、行財政改革のさらなる推進が必要としております。また、行財政改革に取り組み、職員一人一人が働き方を見直すことが必要であるとしており、また、この行財政改革プランは、先ほどの指針の総括のまとめとつながりますが、行財政改革指針を踏襲し、行政サービスの生産性の向上や市民満足度の向上を目指し、時代にふさわしい行財政運営を行うことを目的として策定するものでございます。

次に、2 ページをお願いいたします。

2 は、「これまでの行財政改革の取組」をまとめております。

3 ページからは「本市を取り巻く現状と取り組むべき課題」を整理してございまして、3 ページは第3次総合計画における行財政改革の役割について、4 ページ、5 ページは人口ビジョンについて、6 ページは財政収支見通しについて、平成30年度から平成33年度の歳入歳出の見通しを記載しております。

次に、7 ページは公共施設マネジメントについて、8 ページは職員（職場）の状況としまして、平成18年度以降の職員数、人件費、人件費比率、時間外勤務時間数の推移を記載しております。

9 ページには地域等との協働、民間活力の活用、新たな制度や技術革新等への対応につきまして、それぞれの必要性を記載しております。

10 ページをお願いいたします。このページから、次期取組みについての記載となります。

4 の「改革のテーマ」でございしますが、時代にふさわしい行財政運営を行うため、行政サービスの生産性の向上や市民満足度の向上を目指した質の改革に重点的に取り組み、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源の最適化とアウトカム（成果）の最大化を図ることを改革のテーマとしております。

5 の「取組の対象分野と基本方針」につきましては、三つの対象分野に分け、取組みの基本方針としまして、①の「統合」から⑩の「歳入確保」までを定めております。

6 の「取組期間」につきましては、平成30年度から4年間としております。

11 ページには、今回の行財政改革の取組みのイメージ図をお示ししております。

12 ページをお願いいたします。

7 の「取組方法」でございしますが、今回の取組みにつきましては全ての職場を対象として、全ての事務事業に改めて行財政改革の目を入れるため棚卸しを行い、その結果をもとに取組みの基本方針を設定することとしております。また、棚卸しにつきましてはチェックシートにより行うこととし、チェックシートでは現状値として各事業における費用、仕事量、成果、労働量が見える化するとともに、取組みの基本方針、取り組むべき方向の導き出しとなるチェック項目を設けることとしております。また、年度ごとに取組みの進捗管理を行いまして市議会に御報告するとともに、市民の皆様公表することとしております。

次に、8の「推進体制」でございますが、庁内組織で調整等を行うとともに、外部委員で構成します「行財政改革推進委員会」の御意見をいただきながら取り組みを進めていくこととしております。

次に、9の「庁内の雰囲気づくり」でございますが、職員研修等により雰囲気づくりをしながら取り組みを進めることとしております。

以上が「伊勢市行財政改革プラン（案）」でございます。

なお、行財政改革指針の総括及び行財政改革プラン（案）につきましては、行財政改革推進委員会の御意見をいただき、作成に至ったものでございます。

本日は次期行財政改革の取り組み内容について御説明いたしました。行財政改革を途切れることなく、この改革プランに基づき取り組みを進めてまいりまして、12月市議会定例会前にとり組みの進捗状況を御報告したいと存じます。

行財政改革につきまして御説明を申し上げます。御協議を賜りますようお願いいたします。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

簡単な質問であれなんですが、今、説明の中で、職員数ということですと数字が羅列をされておるんですが、この職員数の中にはアルバイトとか嘱託の人数は入っておるんか入っておらないのか、1点だけちょっとお聞きしたいと思えます。

◎世古明委員長

総務部参事。

●西山総務部参事

行革担当にて提供させていただいた資料のことですので、こちらから答えさせていただきます。

これは正規の職員ということで数字を上げさせていただいております。

以上です。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

その資料を見るだけではかなり頑張ってくれておるんやなということなんですが、その頑張っておる裏には、やっぱりそういう非職員と申しますかアルバイト、嘱託職員がふえておったらこれ、何も意味がないんで、そこら辺のことはどうなんかな。

◎世古明委員長
情報調査室長。

●杉原情報調査室長

今度の新しい取り組みでは棚卸しということをしていただくんですけども、今度その中には正規職員、臨時職員等も含めて考えていきたいと思っております。

◎世古明委員長
山本委員。

○山本正一委員

あたかもこの資料を見る限り、これだけ削減しておるんやと、行財政改革でしておるんやということはかなりわかりにくいと思うんですよ。それやったらもう少し親切に書いておいたほうがこんな質問もせんでええと思うし、やっぱり何かあたかもこの数字でしてあるんやというようなことを言うたというふうに思うんで、今回もうちょっとわかるような形をとってもらうたらありがたいと思います。一つよろしく。

◎世古明委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎世古明委員長
御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【第3次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画案について】

◎世古明委員長

次に、「第3次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画案について」、御協議願います。当局からの説明をお願いします。
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「第3次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画（案）」につきまして御説明を申し上げます。

これは前回、3月16日の協議会終了後に実施をいたしましたパブリックコメントの結果概要等を御報告するものでございます。

資料5-1をごらんください。

「1 パブリックコメントの結果概要」につきましては、記載のとおり4月2日から5月1日までの1カ月間意見募集を行い、76名の方から計108件の御意見をいただきました。

(5) 意見内容及び市の考えについて概要を御説明申し上げますので、資料5-2をごらんいただきたいと思います。

産業建設委員協議会所管分といたしましては、「第6章 産業・経済」、「第7章 都市基盤」で、合わせて4件の御意見をいただきました。

恐れ入りますが、詳細説明のほうは割愛させていただきたいと存じます。

なお、いただいた御意見等を踏まえて修正いたしました内容については後ほど御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

それでは、恐れ入りますが資料5-1にお戻り願います。

「2 地域審議会への諮問」につきましては、今回、基本構想を変更することから、地域審議会を設置することに関する協議第3条第1項第4号に基づき、各地域審議会に諮問・答申を行ったものでございます。

資料5-3として、答申結果を添付しております。こちらをごらんいただきますと、ちょっと遠うございますが資料5-3でございます。答申結果を添付しておりますが、各地域審議会とも基本構想案については「適当である」とお認めをいただき、また、計画を推進するに当たっての御意見等をいただいております。

何度も申しわけございません。資料5-1の今度は裏面をごらんいただきたいと思いません。

「3 市民説明会の開催」に記載のとおり、幅広く御意見をいただくため、4月に2回説明会を開催いたしました。

「4 伊勢市総合計画審議会の開催」につきましては、5月に2回、答申に係る会議を開催し、去る6月1日に答申をいただきました。

それでは、答申内容について御説明を申し上げますので、資料5-4をごらん願います。

「1 調査審議の経過」では、基本構想案のまちづくりの基本理念③「地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～」の実現という点で執行機関の見解との隔たりが大きく、「第2章 教育」の第1節「学校教育」及び第4節「文化」に関して、審議会案を併記してパブリックコメントを実施した経緯が示されております。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。

「2 答申内容」につきましては、(1)の基本構想案については「伊勢らしい内容で、適当である」とお認めをいただきました。(2)の前期基本計画案については、「第2章 教育を除く部分は概ね適当」と認められたものの、教育に関しては、郷土教育と伊勢神宮関係の行事の扱いについて審議会との間に認識の隔たりが残ったことから、課題解決のための三つの取り組みが提案されております。一つは複数の政策分野の連携や協働、また、一つは、学校教育などを通じて、市民誰もが「神宮ゆかりの地」伊勢について他者に語れるように教える工夫を、そして三つ目、新学習指導要領に基づく新しいカリキュラムに地域行事への参加などを積極的に位置づける工夫等でございます。

また、(3)総合計画の運用では、基本構想案のまちづくりの基本理念を職員、市民に普及啓発するための取り組みや事業の立案・実施・評価に当たり、常に総合計画を意識できる仕組みの導入、政策分野や組織を横断する取り組みがふえるような姿勢運営について、また、「3 要望事項」では、市民アンケートの項目など個別事項についてそれぞれ御要

望をいただいております。

次に、素案の修正内容について御説明を申し上げますので、資料5-5をごらん願います。

修正事由欄に記載のとおり、パブリックコメントによる修正と、当該課等における見直し等庁内検討による修正がございます。産業建設委員協議会関係分といたしましては、左端にページ番号が書いてございますが、100ページ、101ページ、108ページ、114ページ及び115ページの計7件でございます。

なお、このページはこの後の資料5-6の該当ページを示したものでございます。

まず、100ページ及び101ページの修正は、「第6章 産業・経済」、第5節「消費者行政」に係るもので、パブリックコメントにおいて成人年齢の引き下げを念頭に置いた記述の御意見をいただきましたので、現況の取り組みに「小・中学校等への出前授業」、また課題解決の方向性に「出前授業」を加えるものでございます。

108ページは、「第7章 都市基盤」、第3節「河川・排水」に係る修正で、パブリックコメントを受けてポンプ場の総数を明記し、数値目標の根拠等をわかりやすくするものでございます。

114ページ、115ページの修正は、「第7章 都市基盤」、第6節「上水道・下水道」に係る修正で、当該課において時点見直しを行い、水道耐震管の延長の4年後の数値目標及び現状値並びに重点課題の成果指標を、また重点課題の成果指標の下水道を利用できる区域の人口の現状値を更新するものでございます。

その他、29ページ、一番上のほうにあります。この修正はパブリックコメントを受けて、財政収支見通しの表に主なものの推計条件及び用語説明を追加するものでございます。資料の説明は以上でございます。

なお、資料5-2のパブリックコメント提出意見及び市の考え方一覧表については、御協議いただきやすいよう政策分野ごとに意見を整理させていただきましたが、この内容の結果公表の際は、御意見をいただいた方ごとに整理をし、複数の御意見をいただいた方については枝番で整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

また、基本構想案については、伊勢市総合計画条例に基づき、6月定例会に提案させていただく予定でございます。

以上、雑駁ではございますが、「第3次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画案について」御説明を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市交通バリアフリー基本構想について《報告案件》】

◎世古明委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市交通バリアフリー基本構想について」、当局から報告をお願いします。
都市計画課長。

●荒木都市計画課長

それでは、「伊勢市交通バリアフリー基本構想について」御報告申し上げます。

本件につきましては、平成28年度に基本構想を策定しておりますが、このたび各事業者における具体的な実施計画がまとまってまいりました。

資料6をごらんください。

まず、1の概要でございます。

本基本構想は、バリアフリー法に基づき、高齢者や障がい者等の移動や施設利用における利便性・安全性・快適性の向上を図るため、五十鈴川駅周辺地区を重点整備地区に設定しております。また、具体的にバリアフリー化に取り組む特定事業を定め、平成33年開催の三重とこわか国体及び三重とこわか大会を踏まえ、平成32年度までの短期事業と平成33年度以降に継続していく長期事業を整理し、各事業者が取り組みを進めてまいります。

次に、2の特定事業でございます。

特定事業につきましては、1ページの(1)から(6)の事業について、その整備箇所を2ページの参考図に示してございますので、あわせて御確認ください。

(1)の公共交通特定事業では、①の近鉄五十鈴川駅のバリアフリー化を平成30年度から着手し、平成32年度に完了する予定です。また、②のバリアフリー対応バスの導入は平成29年度から着手しており、継続的に進めてまいります。

(2)の建築物特定事業では、五十鈴公園の県営体育館のバリアフリー化について、平成33年度以降に取り組んでいきます。

(3)の都市公園特定事業についても、五十鈴公園の園路の歩道整備を平成33年度以降に取り組んでいきます。

(4)の路外駐車場特定事業では、市道への歩道整備を平成30年度に行います。

(5)の道路特定事業では、国道・県道・市道において歩道整備などを平成29年度から着手しており、継続的に進めてまいります。

(6)の交通安全特定事業では、横断歩道の音響式信号機及びエスコートゾーンの整備を平成30年度から継続的に進めてまいります。

3ページをごらんください。

特定事業の核となる五十鈴川駅のバリアフリー化の工事概要でございます。

平成30年度に調査・設計を行い、平成31年度、32年度で工事を完了させる予定です。主なものとして、エレベーター、多機能トイレ、券売機蹴込み、待合室扉などの整備・改修でございます。

4ページをごらんください。

五十鈴川駅のバリアフリー化の整備イメージでございます。

上段の通路階のイメージでは、右側の整備後の写真のようにエレベーターと階段手すりの2段化を行います。下段のホーム階のイメージは、右側の整備後のようにエレベーター、階段手すりの2段化に加え、内方線つき点状ブロックに整備し直します。

5ページをごらんください。

左上の写真のように、車椅子でも券売機が利用しやすいよう券売機の蹴込みを整備します。また、右の写真のように触知案内図を、下の写真のところに多機能トイレを整備いたします。

このように、五十鈴川駅を始め各事業者において五十鈴川駅周辺地区のバリアフリー化を進めてまいります。

以上、「伊勢市交通バリアフリー基本構想について」、御報告申し上げました。よろしくお願いたします。

◎世古明委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

小山委員。

○小山敏委員

1点だけちょっと確認させてください。この特定事業は、近鉄五十鈴川駅とか県営体育館とかいろいろあるんですけども、その費用負担はそれぞれの事業者が負担するのでしょうか。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

基本的にはそれぞれの施設管理者が費用を負担します。ただし、五十鈴川駅のバリアフリー化についてはその補助の制度がございまして、鉄道事業者はもちろんですけれども、国・県・市も補助をいたす予定でございます。

以上です。

○小山敏委員

結構です。

◎世古明委員長

他に御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【市有地売却における媒介制度について《報告案件》】

◎世古明委員長

次に、「市有地売却における媒介制度について」、当局から報告をお願いします。
用地課長。

●安藤用地課長

長時間お疲れさまでございます。それでは、市有地売却における媒介制度につきまして御説明申し上げます。

現在、用地課では市有地の適切な維持管理を行い、計画的・効率的な土地売却等による財産運用を図り、適正な土地の資産運営及び財源確保に努めているところでございます。

資料7の市有地売却における媒介制度につきまして、ごらんください。

1のこの制度の導入の目的でございます。市有地売却の手段の方法としまして、売却困難な市有地を、民間の協力を得て土地の売却を進め、財源の確保に資するものでございます。

2の制度の内容につきましては、地元の土地不動産等の取り扱いを専門とする民間団体へ市が売却したい市有地の情報を提供し、土地を求める方との仲介を依頼するものでございます。土地の売買契約が成立しましたら、その代金の収納をもって仲介不動産業者に報酬を支払うものでございます。

3で、今回依頼をお願いする団体につきましては、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会様、及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部様の2団体でございます。両団体につきましては、昨年度から協議・調整を重ねまして御理解、御協力を得ることができましたことから、平成30年3月19日に協定の締結が成立したところでございます。

次、4の県下の状況でございます。三重県では平成14年度から、同じく県内の他の市町におきましては、四日市さんで平成22年度、志摩市さんで平成26年度から、当市と同じ2団体と協定を結び、運用をしているところでございます。

市有地の売却に関する手続等に関しましては、資料の1ページ、5の市有地売却の基本的な流れに示したフロー図をごらんください。市内部で組織します公有財産検討委員会に、年度当初に計画的な市有財産の運用につきまして、有効的・効率的な利活用及び売却処分等についてお諮りし、適正な財産管理・運営と円滑な事務処理手続を行っているところでございます。土地の売却につきましては、当委員会の審議を経て、対象地の売却につきまして公告し、一般競争入札により処分を行っているところでございます。

なお、入札の結果、参加者がいない場合、あるいは落札がなかった物件に関しましては、引き続きインターネットによる官公庁オークションに出展、または先着順による売却等の機会を設け、継続的に取り組んでいるところでございます。

今回、市有地の売却処分に関し、新たな方法・手段としまして媒介制度を導入し、今年度から本格的に運用開始を行うものでございます。

資料裏面でございますが、2ページの6、媒介制度における市有地売却の流れを示したイメージフロー図をごらんください。

まず、市が売却したい土地につきまして、協定した2団体へ情報を提供いたします。それから、2団体を通しまして、各協会会員である不動産業者にその情報が提供されます。その土地を購入希望される方がいれば業者が仲介をいたしまして、話がまとまれば、市と業者で土地の紹介に関する媒介契約を結ぶことになっております。土地の売買契約につきましては、直接、市と土地購入者で行い、契約が成立しましたら、仲介の協力として報酬料を宅地建物取引業法に基づき業者にお支払いするものでございます。

参考でございますけれども、資料2ページの最後に報酬の算定例を表示してございますので、御高覧いただきたいと思っております。

現在、用地課が所管する普通財産（市有地）でございますが、約80筆、面積では約20ヘクタールでございます。今後は市有地の適正な財産管理運営、及び売却処分等の一手段として本制度を利活用しまして、貴重な財産・資産である市有地の売却処分等を計画的・効率的に推進し、さらなる財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、市有地売却における媒介制度につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎世古明委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

山本委員。

○山本正一委員

今、用地課のほうからる説明があつたんですが、若干ちょっとおかしいなということで質問をさせてもらいたいと思っております。

と申しますのは、これもうほとんど皆あなたのところで決めて、まさに報告案件で報告しておると。やっぱりこれは協議案件に上げて、今度こういうことをしたいと思うんですがどうですかということにならんと、もしこれ、あんたらまあ言うたら勝手にしておつて、そんなことしておつたらいかんやんかと言うたときはどうなるの、これ。それでこれ、何かこう逆のように思うものでちょっと質問したんですが。

◎世古明委員長

用地課長。

●安藤用地課長

今回この制度につきましては、委員おっしゃるように委員会にお諮りをお願いして、そこで審議をしていただいて、もう1回検討して締結という形をとるべきところなのかもわかりませんが、実際この運用に関しましては、三重県、ほかの市町も含めまして実績として運用されておるといところがございまして、なかなかこの市有地の売却に関しましては、幾つか手法も考えて行っているところでございまして。実際、それに関しましてもなかなか頭打ちのところがございます。なかなか市有地の売却が進んでいない、そういう

ところで、各市町のいろいろ情報を提供するところによりますとこういう方法があるというところで、今回この制度を導入させていただいたところでございます。

◎世古明委員長
山本委員。

○山本正一委員

いや、それやったら特に、これ三重県、四日市とか志摩市がもう同様の締結をしておるんやとこういうことなんですが、委員会で、こういう事例もあるんでこういうように伊勢市もしたいんやというところが本当の協議案件と違うんかな。これ、まさにもう我々何も口出しもできやんし。そやで、やっぱりその手順をちゃんとしていかんと、もうこれ、まさに我々、この件に関してはもう締結をしてやっておるんやということやったら何もならんわな、これ。

そやで、やっぱりこの委員会へまず上げて、こんな形をとりたいんですがというふうにして了解を求めてしていくというのが本当の筋やないんかなと思うもので、ちょっと質問させてもろうたんですが。やっぱり慎重にちょっとしてもろうたほうがええと思いますよ。

◎世古明委員長
用地課長。

●安藤用地課長

委員の仰せのように、確かにこういう制度に関しましては私どものちょっと不注意もございましたので、申しわけございませんでした。今後こういうことがないようにさせていただきます。

◎世古明委員長
都市整備部長。

●森田都市整備部長

今委員仰せのとおり、今後こういった案件がまたございましたら、議会のほうへちゃんとまた上げさせていただいて取り扱いさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎世古明委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協

議会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後 3 時42分